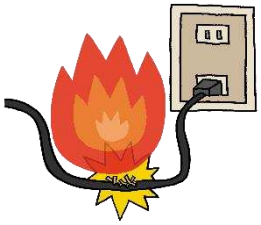


お部屋の地震対策で家具や火事から命を守る！



焼津市の補助制度を活用して自宅の地震対策を徹底しましょう！

補助制度その1

家具転倒防止器具等購入費補助金

～自分でできるカンタン対策で安心度 UP～

補助内容：家具転倒防止器具や、ガラスの飛散防止フィルム等を購入した世帯、もしくは工事等を委託した世帯に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助上限：購入額・工事額の３分の２（**上限２万円**）

対 象 者：焼津市内に家を持つ又は居住する世帯
（過去に同種の補助金又は、「家具等転倒・落下防止器具取付サービス事業」を利用した世帯を除く）

申請期限：令和９年２月 19 日（金）※先着順・予定枠に達し次第終了します。



《対象器具参考例》

・つっぱり棒、転倒防止金具、転倒防止ジェル
・ガラスの飛散防止フィルム
・感震ブレーカー
（一般財団法人日本消防設備安全センターが認証するもので、電気工事が不要な簡易タイプ）

▲市ＨＰ



補助制度その2

感震ブレーカー等設置推進事業

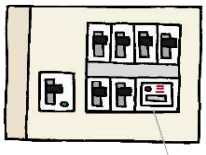
～地震後の火災から家を守る～

補助内容：業者に依頼して感震ブレーカー（電気工事が必要な分電盤タイプ）を設置する世帯に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助上限：感震ブレーカーを設置する費用の３分の２（**上限２万円**）

対 象 者：焼津市内に家を持つ又は居住する世帯
（過去にこのサービスを使った世帯を除く）

申請期限：令和９年１月 15 日（金）※先着順・予定枠に達し次第終了



▲市ＨＰ

《感震ブレーカーとは》
震度５強以上の地震を感知すると、分電盤のブレーカーを強制遮断して電源を止める装置です。
これをつけることで、「通電火災」を予防できます。

★詳細は地域防災課（054-623-2554）までお問い合わせください。

★申請書配布：消防防災センター、各地域交流センター、焼津市役所 2F 受付、大井川市民サービスセンター